

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会



第12号
竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

7月13日(金)

みんなで

第6回口頭弁論を傍聴しましょう！

この裁判は、みんなの税金を取り戻すための裁判です

出発時間： 7月13日(金) 午前 8:30

集合場所： 御船町スポーツセンター駐車場付近



マイクロバスを用意いたします。

集合場所の地図



第6回口頭弁論傍聴日程

- | | | |
|-------|---------|-------------------|
| 8:30 | 集合・出発 | |
| 9:30 | 到着・門前集会 | |
| 10:00 | 口頭弁論 | 101号法廷
熊本地方裁判所 |
| 10:45 | 報告集会 | 京町会館 |
| 11:15 | 終了 | |
| 12:00 | 御船着・解散 | |



今回の口頭弁論は、私達の主張に対して、町の反論が主な内容です。

裁判は文書のやりとりが主ですが、裁判後には弁護士先生による詳しい解説があります。とても大事な裁判ですので、ぜひみんなで傍聴しましょう！

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

竹バイオマス問題住民訴訟
ちょっと復習！これまでの裁判



住民の
主張

町の
主張



第1回口頭弁論

町長である山本孝二氏は会社に3億の補助金を違法に支払いました。町は山本孝二氏に対して3億円を請求するように命令してください。

今回の住民訴訟では3億円を国に返した手続きに関してのみが裁判の対象です。会社に3億円の補助金を支払った時の違法性を争ってはいけません。

第2回口頭弁論

町の主張は裁判の引き伸ばしです！会社に補助金3億円を違法に支払ったことが、国に3億円を返したことの直接の原因ですので、それを争わなければなりません。

第3回口頭弁論

いいえ！国に3億円を返した手続きについてのみの裁判です。手続き自体は全く問題ありません。また、補助金を会社に支出した行為も問題ありません。



被告(町)は、国に3億円を返した手続きについて「全く問題がない」と主張する証拠を次回までに提出してください。

第4回口頭弁論

被告(町)が証拠書類を提出

第5回口頭弁論

会社に補助金3億円を支払った行為は違法ですし、国に3億円を返還した手続きも違法です。又、町はいつまでも補助金を会社に支出した行為については、裁判の対象ではないと主張していますが、裁判所のお考えをお聞かせください！



町が会社に3億円の補助金を支払った行為も裁判の対象です。

昨年度はご支援ありがとうございました

平成24年度 ご支援のお願い！

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

(振込先)【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会】

* ぱるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してぱるる口座から振込みされますと手数料は無料です。

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話:090-4473-7798 住所:御船町御船1033-2まで。